

狭衣物語にみえる齋院記事の史的考察

所 京 子

A Historical Study on the Description of

Sain through Sagoromo-Monogatari.

Kyoko Tokoro

Sagoromo-Monogatari is a literary work by Rokujō-Sain-Senji, a court lady in the later Heian Era. In this story, there are many descriptions about Sains, princesses in the service of Kamo Shrine. These descriptions are studied from a historical point of view.

はじめに

齋院（賀茂齋王）に関する従来の研究は、必ずしも少いわけではない。しかし、齋院が卜定後に入られる初齋院ひとつみても、その場所としてどこが宛てられ、どのような職員が奉仕し、そこでどのような生活が行われていたのか、その実態は未だ不明な点が少くないと思う。ところで、白河天皇朝初期の成立とされる『狭衣物語』⁽²⁾は、鎌倉初期の『無名草子』にも「さびるもこそ源氏につぎてようおぼえ侍れ」

といわれ、古来『源氏物語』に次ぐ作品として評価されてきた。しかも、その作者が後冷泉天皇家の六條齋院祿子内親王家に仕えた女房宣旨⁽³⁾であったとされることから、この作品は齋院についての描写に詳しい。堀口悟氏はこの点に注目して、すでに「齋院交替制と平安朝後期文芸作品——『狭衣物語』を中心として——」を発表しておられる⁽⁴⁾。そこで私は、堀口氏のすぐれた論考に啓発されて、前稿⁽⁵⁾で『源氏物語』にみえる齋院関係記事の史的考察を試みたのと同様に、本稿においては、『狭衣物語』中の齋院記事をあらためて全体的に整理し、それらについて可能なかぎり歴史学的考察を加えていくことにしたい。

一 狭衣物語にみえる齋院記事

『狭衣物語』（全四巻）には全巻に齋院の記述がみられる。これは本物語の主人公である狭衣の理想の女性「源氏宮」が齋院であったという事実による。

本節には、その記述個所の主要部分を抄出し、次節の考察の基礎史料とする。なお、テキストは、三谷栄一・関根慶子両氏校注の岩波古典文学大系『狭衣物語』（底本・内閣文庫本）によった。

- (一) 皇太后宮の御腹の姫宮三人おはします、一人はこの頃の齋院、二の宮は御かたち・心よりはじめて、めでたくおはしますを、……。(卷一)
- (二) ……齋院も大人びて、年比誰にも目ならひ給はぬ御ならひに、さしも世の中変るけぢめも知られ給はじかし。(卷二)
- (三) かく言ふ程に、一條院の、この日比例ならず思しけれど、折節も(なければ)、忍び過ぎせ給。折々胸をさへ病ませ給て、俄に限りにならせ給へるを、うちの思し嘆くさま世の常ならず。……御いそぎの事ども延びて、なべての世、黒み渡りぬ。
- ④ 皇太后宮の齋院の代りに、⑤ 一條院の後の宮の姫宮こそは居させ給にしか、⑥ 大膳職に渡らせ給ひしを、代らせ給て、齋宮も下りさせ給に、⑦ 誰か代りに居させ給べき……。(同右)
- (四) ⑧ 三月になりぬれば、下りし大貳の家に、齋院渡らせ給べき事どもなど、今はひきかへて急がせ給。殿の中の明暮のいそぎにも、年比、思し掎てさせ給へるに、⑨ 思ひの外なる御事を、いと口惜しう思し召さるゝよりも、⑩ 母宮は、いにしへの思し出づるに、今さへ神の齋垣にも立ち返らんこと、口惜しう思されて……。(同右)
- (五) ⑪ 齋院の、わたりの日にもなりぬれば、早朝より、上達部・君達よりはじめ、世にある人、参り集りて、物騒がしう、女房など、候ふ限りまいり集りたる、かたち・有様、衣の色・擣目・重なりもなべてならず、いづれともなくめでたし。……⑫ 御前には、櫻の織物の表少し勾ひて、内はいろ／＼にうち重ねたる、紅擣ち、櫻萌黄の細長、浮線綾の山吹の小桂などの、所狭く物こは／＼しげなるを、いかなるにか、なを／＼とあてになまめかし
- (六) ⑬ 例の作法の事どもなど、思やるべし。⑭ 宮司まいりて、御祓つかうまつりて、榊、青やかにさしつれば、いと煩はしげなるを、見るも、……。(同右)
- (七) ……常に、院がちにおはしませば、⑮ 上達部・殿上人など、たゞ明暮、大宮二條のわたりを行き返りつゝ、そのわたり物騒がしきまでなりにたり。⑯ かゝる御いそぎなどに添えて、……。(同右)
- (八) ……三宮の御事ども、口惜しき代りに、前齋院は、いかゞおはすらん」との給へば、……。(同右)
- (九) ……「院は、猶、前齋院の心細くて残り居給へるに、同うはさて物し給はんは、目やすかりぬべう思したる」と、聞き給へど、……。(同右)
- (十) まこと、齋宮は、寮へ渡り給にしかば、……前齋院の御獨り住みの心細きにより、嵯峨の院の、「なを、さながら思後見給へ」と、の給はすれば、……。(卷三)
- (十一) ……さるべき家司・職事など、分ちなさせ給て、故宮に侍し人々、かたへは嵯峨の院、齋宮などに分たれにし残りは、「さながら寂しからぬさまに」とて、候はせ給。(同右)
- (十二) ……前の齋院の御つれ／＼を心苦しう、大将殿は推し量られ聞えさせ給へど、……。(同右)
- (十三) 年返りては、今年、齋院渡らせ給べしとて、本院作り磨かせ給に、大宮わたり、賤が垣根まで、心殊に思ひ設けて用意加へたるは、げにこよなし。(同右)

(十四) 今年の祭は、今より様殊に、世の中ゆすりて思營ん。隨身・小舎

人・雑色の姿、馬・鞍・舎人、その日の飾りを、「珍しく、人にすぐれん」と、思し營んをばさるものにて、さるべき宮へ、殿ばら、少しも又人数にたちあがりたる所々は、物見給べき出し車の袖口、童べのなり・姿、葵の飾り、珍しう、心を盡し給ふ。……さすがに、又例なきことは便なかるべければ、思し包み、^④そのかみの事を例に引かせ給へり。世の人の、ことごとくしき有様に思ふらんしるしには、^⑤「出し車の重なりなども、例にはまさりたらんを見よかし」とて、やがて、候人々を、ひき續くべくなん、思し掟てける。

(同右)

(十五)

やんごとなき人々十人を、女別當・宣旨などと同じ車、今四十人、童の乗るべき車は、透き通りて、隠れなくあるべきよし。簾も上りて、我も人も心を盡したる、いかばかりめでたからん。……

(同右)

(十六)

その日になりぬれば、早朝、大殿、立ち居急がせ給て、「人の上にて見るだに、日の暮るゝは心もとなきに」と、のゝしらせ給へば、げに、常より殊に、事ども疾く成りて、^⑥出し車ども寄せて、人々ども乗せさせ給ふ。

(同右)

(十七)

心殊に聞ゆる透車の透影ども、心安く御覧じわたす。衣の色など殊に珍しからねど、^⑦「千歳の例」と、思し召すにや、千歳の松の深緑を、幾重ともなく重ねたる、多さはこちたく、^⑧同じ色なる象眼の表着、藤の浮線綾の唐衣、「松にとのみ」縫物にしたり、^⑨裳は、青き海賦の浮線綾に、沈の岩にて、黄金の砂に白銀の波寄せて、浸れる松の深緑の心ばへぞ、(縫物に)せられたる。童も同じ色にて、上の袴・汗疹、女房の裳・唐衣、同じことなり。

(十八)

……^⑩御車は、唐のが、例のよりも小さく美しきさま、こよなし。

(同右)

車引き出でつれば、上も殿も御覧じて、^⑪やがて本院にとまらせ給ひにければ、また^⑫齋院に御車寄せて、たてまつりぬ。^⑬かねて聞きしに(違はず)、一條の大路、露のひまもなく立ち重ねたる車、棧敷の多きなど、次の人の、すべて頭さし出づべくもなきに、かしこく、身のならむやうも知らず、同じ上に重なり居たるさまざまも、いと苦しげなり。^⑭さるべき所々、物見車の袖口どもまで、げに、かねて聞きしに違はず、目も輝く事のみ多かり。……^⑮めでたき年の御禊なり。川原におはしましたる御

有様など、例のことに事添ひて、長き世の例になるばかり、せ

させ給ひけり。^⑯宮司、参りて、御祓つかうまつるは、神々しく聞ゆれど、大将殿は、晝の御有様のみ心にかゝり給て、

狭衣 御禊する八百萬代の神も聞け我こそさきに思ひ初めしかと思すは、後めたなき御兄の心ばへなり。

(同右)

(十九)

……^⑰又の日ぞ、珍しう、院の有様御覧じ渡すに、いと狭くて、晴るゝ間もなく思さるゝは、殿の中の御目移りなるべし。「かくてこそは」と、行末遠く思さるゝに、廣く面白かりつる、池・山・木立などを、「又は見なまし」と、思し出づるに、^⑱女房「此御前に流れたる遣水は、有栖川となん申」と、聞えさせければ、^⑲源氏宮をのれのみ流れやはせん有栖川岩守るあるじ我と知ら

ずや

(同右)

(二十)

祭の日の事ども、例の事なり。近衛の使は、太政大臣の孫の少将ぞかし。権大納言の御子よ。いと若く美しきさまして、まいり給へるに、やがて、内裏の、御文つけさせ給ひければ、南の戸

口より入る。うへ、御覧すれば、

帝 我身こそあふひはよそになりにつれ神のしるしに人はかざせど

② 葵がさねの薄様の、色・下絵など、なべてならんやは。今日
は、四季の花の色／＼、霜枯の雪の小草まで、数を盡して、十
二月までの色を作り、表着・裳・唐衣など、やがてその色々に
て、つがひつゝ、高麗・唐土の錦どもを盡しけり。をの／＼、
白銀の置口、蒔絵・螺鈿押し、絵書きなど、すべてまねび盡す
べき方なかりけり。御輿の駕輿丁の、なり・姿まで、世の例に
もせさせんと、せさせ給ひけり。わたらせ給程に、そこばく廣
き大路、ゆすり満ちて、えも言はず芳しきに、……。③ 御社に参
りつかうまつり給有様など、例の作法の事に、(事を)添へさせ
給へり。(同右)

(三)

……大將殿、御前近く候たまひて、

狭衣

思ふことなるともなしにほとゝぎす神の斎垣にたづね来にけり

と獨りごち給を、女別當、ちかく居て、

女別當

語らはば神も聞くらんほとゝぎす思はん限り声な惜しみそ

何となくおほかたにぞ言ひなしたる。(同右)

(三)

……よろづを、さすがに、古き跡を尋ねさせ給へば、おはしま
す所などの、かりそめに、物はかなき御屏風ばかりなどにて、
あらはなる、風さへ、世にも似ず騒がしくて、屏風倒れ騒ぐを、
おこし扱ふを、大將殿、見給ひつゝ、「まことに、あらはなるわ
ざかな。おはします所ばかりは、例に違へばや。斎院こそ、な
まよろしく、おはしますさんは、悪しかりぬべけれ」とて、よろ
づつくるひ歩き給へば、大人しき人々は、「かようの、さだ過ぎ

たる様にて、さし出でにくゝ侍りけり」……

(同右)

(三) 事果てぬれば、かへらせ給ひぬ。……御前のかへり遊び、果て
ぬれば、……(同右)

(四)

④ 十一月にもなりぬれば、斎院の相嘗の程、いと見捨てがたく
て、御神楽の夜にもなりぬ。例の、殿上人・上達部、参り集ひ
て、御前の庭火、おどろ／＼しく、晝よりもさやかかなり。⑤ 御几
帳の帷、菊の織物どもにて、咲ける籬と見えたるは、女房の袖
口ども、紅葉襲の擣ちたるどもに、同じ色の二重織物の表着、
龍膽の唐衣、地は薄きに、文は、いと濃く織り浮かされたる
は、ほかの色にも似ず、なべてならず清らかなり。物の音ども、
掻き合せ、こなたかなたの楽の音も、ほかの遊びにも似ず、筆
策の、すぐれて響き出でたるは、いとおもしろし。(同右)

(五)

彌生の一日頃、斎院の御前の櫻いみじきさかりなるを、つれ
／＼なる晝つかた、御髪上の間にあざり出させ給へるに、……

(巻四)

(六)

大將殿は、すぐれたる枝を折らせて、斎院に持て参り給へり。
御前には琴の琴を弾きすさびておはします。御几帳より琴の端
ばかりさし出で、櫻萌黄(の)三重の御衣どもに紅の擣ちたる、
樺櫻の二重織物の小桂など、重なりたる御袖ばかりぞ見ゆる。

(同右)

(七)

……かの物言ひあしかりし⑥ 権大納言は、この院の別當ぞかし、
その弟の新中納言、宮の宰相といひしも、今は宰相中将とぞ言
ふぞかし、それより下の若君達など、⑦ 鞠持たせて参りたるな
り。(同右)

(八) はかなう年も返りて、賀茂の祭の程にもなりぬれば、御禊の御前

ども、使使など定めさせ給には、過ぎにし方の事ども思し出でられて、齋院のわたり、常よりも恋しう思しやらせ給に、大方の殿上人などの、しつゝ、あまた、参らせし扇どもはさるものにて、自らの御料などは、我心とよめてさせ給つゝたてまつらせ給しをのみ、持たせ給へりしかば、[㊦]おほやけしき絵所など、筆あらあらしきにはあらで、さるべき蔵人どもも、うけたまはりて、日ごとに、代るべき女房の料どもなど、さまざまに心殊にさせ給さま、めでたしなども、世の常ならぬさまにしたりさせ給ひて、

^{狭衣}名を惜しみ人頼めなる扇かな手かくばかりの契りならぬにと、御料なるは、別なる包み紙に書きつけさせ給ても、「院などもこそ、御覧じつくれ」と、おほし返せど、しどろもどろにやおほしなりぬらん、ひきもかへさせ給はずなりぬ。御使は五位の蔵人にやあらん、おほしやらせ給へるものしく、院のおはします比なれば、御使、かひくしうもてなさせ給。 (同右)

(二九) ……祭の日、近衛司の使の、したてて参るを、うらやましう見送らせ給ても、

^{狭衣}ひきつれて今日はかざしし葵さへ思ひもかけぬ標の外かな (同右)

二 齋院記事の史的考察

以上が齋院関係の主要記事である。これらについて簡単に要約してみると、次のごとくなる。

(一)～(三)①②③は、源氏宮が齋院に決定するまでの齋院の交替について述べたもので、すなわち卜定を扱っている。(三)④は、前齋院の初

齋院として、大膳職が宛てられたことを述べ、(四)①は、源氏宮の初齋院入御以前の齋院「御所」のこと、および②③は齋院卜定に関する母(源氏宮の養母、前齋宮、狭衣の母である堀川上)の気持ちなどが述べられている。

(五)①は、初齋院渡御の日のこと、およびその日の齋院の装束について(②)、(六)は、御禊所におけるしきたりについて(④⑤)、(七)①②は、初齋院入御に関する諸事について、述べている。

(八)～(十)①②③は、前齋院女一宮の様子について、(十一)には、家司・職事のことが語られている。

(十三)は、初齋院より本院へ、いわゆる本院渡御のこと。(十四)は、賀茂祭随行の女官などの装束および先例などに関すること(①②③)

(十五)は、齋院の女官等に関することについて述べられている(三)も)。

(十六)は、御禊の日の様子(①②)、(十七)①～④および(十八)①～④は、当日の装束、御車などについてが語られている。

(十九)①②は、本院(紫野院)の様子について、(二六)では、賀茂祭前の齋院御禊・御禊の前駆について、(二九)では、祭の日の近衛司について、(三十一)①～④では、賀茂祭当日のことおよび装束・作法について、語られている。

(三三)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊀㊁㊂㊃㊄㊅㊆㊇㊈㊉㊊㊋㊌㊍㊎㊏㊐㊑㊒㊓㊔㊕㊖㊗㊘㊙㊚㊛㊜㊝㊞㊟㊠㊡㊢㊣㊤㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)では、齋院内の様子(例えば蹴鞠の催しなど)、還饗のこと(三三)などについて述べられている。

(三四)①②は、いわゆる齋院の相嘗祭および御神楽について記されている。

以上、本物語中の齋院記事を要約したが、これを問題別に整理してみると、次のごとくなる。

- 1 齋院卜定……(一)～(三)①～③
 - 2 初齋院入御前後……(四)～(七)
 - 3 紫野院渡御……(十三)～(十七)
 - 4 賀茂祭(相嘗祭)……(一四)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿(二〇)～(三三)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿(二四)
 - 5 齋院の職員……(二二)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿(二七)
 - 6 齋院の生活……(八)～(二二)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿(二七)⑩
- そこで、本稿においては1・2・3を中心に考察し、4・5・6については本物語記事に即して簡単に説明するにとどめる。

I 齋院 卜定

まず(一)～(三)①②③の部分は、齋院の交替について述べたもので、こゝで齋院卜定が行なわれたこと、(三)の④で前齋院の初齋院として大膳職が使用されたことなどがわかる。

すなわち、(一)は、皇太后宮腹の当帝(嵯峨帝)の姫である女一宮が「この頃の齋院」＝現在の齋院であるといい、(二)では、その齋院の状況を説明して、相当のお年になっておられるが、それは齋院という職柄、世間から離れて長年誰とも馴れ親しまれないのが習慣となっておられ、世の中のうつり変わりも御存知ないからという。

ところが(三)において、一條院が病により突然臨終になられたことを述べているのである。この一條院とは、嵯峨院の御兄弟である。そこで齋院はというと、女一宮が母大宮(皇太后宮)の喪により退下されたあと、一條院の後の宮の姫宮である一品宮が、一條院代の齋院となっておられたが、此度の一條院の崩御によって、こゝで退下されることになる。そして③において、「誰か代りに居させ給べき」というので、結局入内の用意をしていたところの源氏宮が、神代から齋院とな

るべき運命に定っていたとされ、齋院に決定する。

この源氏宮というのは、巻一(36頁)に

源氏の宮と申は、故先帝の御末の世に、中納言の御息所の御腹に、類なくうつくしき女宮の生れ給へりしを、末にならせ給へるに、今更の絆を心苦しく思ししほどに、三つにならせ給ひし年、院も、母御息所も、うち続きかくれ給ひにしかば、いと心苦しうて、この齋宮の、やがて迎へとり聞えさせ給て、中将の御同じ心に思ひかしづき給ふ。

とある如く、故先帝と中納言御息所との間に生まれた「類なくうつくしき女宮」であった。三歳の時に両親を失い、「この齋宮」＝前齋宮である堀川上に引きとられ、「中将」＝『狭衣物語』の主人公狭衣と兄妹同様に育てられた姫宮である。狭衣の母堀川上は、故先帝の妹で、嵯峨院の御兄弟堀川大殿の北の方、したがって、源氏宮は姪にあたる。

ここで右の齋院交替を整理してみると、次のごとくなる。

嵯峨帝代の齋院「女一宮」のち後一條院女御

一條院代の齋院「一品宮」のち狭衣北の方

後一條帝 代の齋院「源氏宮」

狭衣帝

ところで、齋院交替については、『延喜齋院司式』に

凡天皇即^レ位、定^二賀茂大神宮齋王^一。仍簡^二内親王末^レ嫁者^一卜之。(若無^二内親王^一者、依^二世次^一簡^二諸女王^一卜之。)

と規定され、天皇が即位されるたびに、齋宮と同じく、齋院も定められることになっている。しかし、実例を調べてみると、この点は必ずしも厳密に行なわれていない。すでに堀口氏も『狭衣物語』を中心に、この齋院交替制を考察され、「平安朝後期に於いては、帝が代ろうとも、齋院は自身の病、死や父母の喪という理由が無い限り留任するのが、

当時の常識なのである。」(41頁)と指摘しておられるとおりである。ついで、齋院卜定については『延喜齋院司式』に、次のごとく規定されている。

ト食訖遣^二 勅使於彼家^一、告^三示事由^一。神祇祐已上^一人率^二僚下^一階^二勅使^一共向。卜部解除、神部以^二木綿^一着^二賢木^一、立^二寢殿四面及内外門^一、(木綿賢木所司備之、解除料等本家儲之。)事畢賜^レ祿。中臣、忌部以下各有^レ差。其後遣^二参議已上^一一人於上下兩社^一。奉^レ幣告^下定^二齋王^一状上。(内藏寮備^レ幣、卜部一人随^レ使、就^二川頭^一向^レ社解除。)

この卜定とは、龜卜に依って神意を察し、その可否を決することをいう。具体的には、たとえば小野宮実頼の『清慎公記』逸文延長九年十二月廿五日条に次のごとくみえる。

殿下著陣、諸卿同著、召^二神祇官^一令^レ卜^二定齋宮齋院^一、先召^二外記^一、召^二紙硯^一、書^二内親王名^一、令^二外記密封^一、召^二神祇大副奥生朝臣^一賜^レ之令^レ下先令^レ卜^二伊勢齋王^一、二度不^レ合、至^二于三度^一合也。令^レ卜^二賀茂齋王^一一度合也。殿下令^レ持^二外記^一、参上令^レ奏已了。召^二奥生朝臣^一被^レ仰下付^二雅子内親王^一定^二伊勢齋王^一、以^二婉子内親王^一定^二賀茂齋王^一之由上、卜定作法、詳見^二件御記^一、仍所^二注付^一也。

すなわち、齋宮および齋院の卜定に際しては、内親王の名前があらかじめ書かれたものを占ったことがわかる。そのさい、一度で合えばよし、そうでない場合は二度、三度と占い、それで合えば決定ということであった。

こうして決定すれば、直ちに勅使が齋内親王の家に遣わされ、神祇官による解除が行なわれ、寢殿の四面、内外の門に「以^二木綿^一着^二賢

木^一」られた。これは齋宮の場合も同じであり、その具体的なとりつけについては『江家次第』(十二、神事、)に、

先挿^二御在所屋巽角^一、次長角、次乾角、次坤角、次神殿戸、^中次内膳屋、次井、次中門、次門、挿^二件賢木^一後、人不^レ登^二御在所板敷上^一、又挿^二賢木^一間、公卿以下下^レ地、件挿^二賢木^一之神司、不^レ渡^二御前^一云云、

とあり、御殿の四面、内外の門、井戸、内膳屋のすべてに賢木がかざられ、みだりに人の出入りが出来なかつたことがわかる。

II 初齋院入御前の御所

齋王が卜定されると初齋院に入御される。これについては、『延喜齋院司式』に、次のごとく規定されている。

凡定^二齋王^一畢、即卜^二宮城内便所^一、為^二初齋院^一、即先臨^二川頭^一、祓潔乃入。

すなわち、宮城内の便所を卜して初齋院とし、齋王は川頭で祓潔の後そこへ入御されることになっている。(三三)の(三)に「大膳職に渡らせ給ひしを、代らせ給て」とあることにより、初齋院としてこの大膳職が宛てられていたこと、またこの齋院(一品宮)が未だ初齋院入御中に一條院の崩御によって退下されたことがわかる。

初齋院の位置については、『古事類苑』(神祇部六十四、賀茂神社四、齋院)に「初齋院ノ

地ハ歴世一ナラズ。後一條天皇ノ時ニハ右近衛府ヲ以テシ、其後左近衛府、大膳職等ヲ用キラレシ事アリ。」と解説されている。このうち、とくに大膳職が宛てられた例を史料的に再確認してみると齋宮に五例(うち二例は本書成立時期以降)、齋院に四例(うち二例は本書成立時期とそれ以降)見られる。すなわち齋院においては、円融・花山・一條・三條・後一條天皇五朝をつとめた大齋院選子内親王、後一條天皇

朝の馨子内親王(のち後三條天皇の皇后となり、西院皇后と号す)、堀河天皇朝の令子内親王(のち鳥羽天皇の准母となり二條大宮と号す)、二條天皇朝の式子内親王(後白河天皇皇女)、以上四人が大膳職を初齋院としておられる。⁽⁷⁾

さて、本書作者とみなされる宣旨が仕えた六條齋院祿子内親王の場合、初齋院としていづれの場所を宛てられたか明らかでないが、堀口氏は前掲論文で「源氏宮の境遇は、大齋院選子に非常に良く似ているように思われ」(41頁)と述べておられる。私も『狭衣物語』の作者は大齋院選子内親王の事績を大いに抛り所にしたであろうと考えるが、これに加えて右にあげた馨子内親王などの影響もあったのではないかと思う。⁽⁸⁾

子
京
所
ところで、史料(四)の①によると、三月になれば、齋院(源氏宮)は堀川家の家人であった太宰大貳の家にお渡りになるはずになっている、という。これは、初齋院に入るまでの準備の場所として他の場所を御所と定め用いているのである。このような例を歴史の上でみてみると、はつきり「御所」と出てくるのは堀河天皇代の令子内親王のときであるが(後述)、そのさきがけとして『日本紀略』天延三年六月二十五日条には、

ト定賀茂齋王^一、先朝第十選子内親王也。以^二陸奥守貞盛、二條万里小路宅^一為^二潔齋所^一。

とあって、陸奥守貞盛の「二條万里小路宅」が選子内親王の「潔齋所」とされたことがわかる。このとき邸宅を提供した貞盛とは、平将門に殺された伯父の国香の息、鎮守府將軍の平貞盛のことである。陸奥守であった貞盛は内親王の母方(師輔女安子)の家人でもあったのかと思われる。

しかるにこの「潔齋所」を直ちに「御所」とみなしうるかどうかは疑問であるが、御禊までの準備場所としての御所の早い例と考えられそうである。地理的にみて東河^二賀茂川の御禊所(例えば二條末など)に近いところがえらばれたものであろう。

さらに、『中右記』寛治四年四月九日條には、
齋王初度御禊也、禊^二東河^一入^二御大膳職^一也。御所^二近衛萬利小路、前越前守高實朝臣宅也。其道自^二近衛御門大路^一、經^二洞院東大路并二條^一、便以^二二條末^一為^二御禊所^一也。
とあり、ここでは明らかに「御所」とみえる。

この齋王とは、堀河天皇代の令子内親王(白河天皇皇女)であり、初齋院である大膳職に入られるまでの御所として、近衛萬利小路の前越前守高實朝臣宅が宛てられている。

この前越前守高實とは、令子内親王家の家司であったとも考えられ、『尊卑分脈』第二篇(362頁)藤原氏末茂孫にみえる人物と思われる。⁽⁹⁾
伯(叔)母に国母美福門院得子をもち、兄季隆も皇太后宮権大夫、父長輔は甲斐守、丹後守をつとめたし、伯父の顯盛は自分の新宅を、崇徳天皇代の齋院禧子内親王の御卜定所としている。(後述)また次の齋院怡子女王のときにも、顯盛の宅(長實宅とある)が御所として使われている。この高實の宅が齋院御禊の準備の「御所」として使われたのも偶然ではなからう。

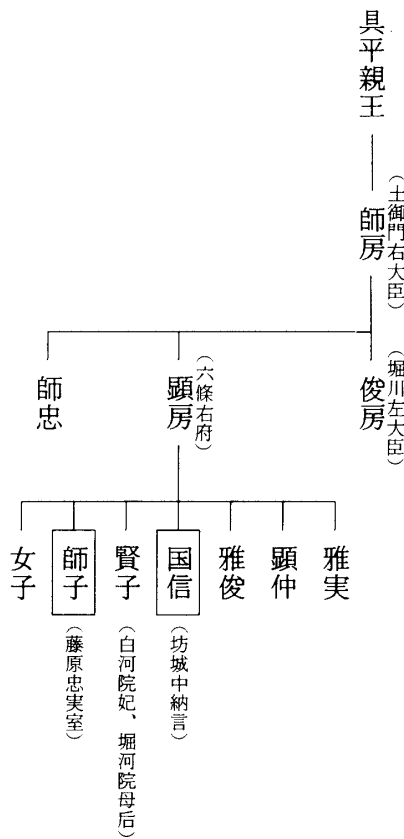
令子内親王は、白河天皇の第八皇女で、母は中宮賢子であるが、退下後、鳥羽院の准母になられ、二條大宮と呼ばれた。これについては、『栄花物語』(紫野卷)には次のごとく記されている。

かくて瑠璃女御と聞えしうせ給ぬれば、齋院下りさせ給ぬ。……一院の姫宮、殿におはします、齋院に居させ給ぬ。……かくて六

月つごもり方に居させ給ぬ。人の家におはします。又の年の御禊にぞ、大膳職に渡らせ給。御禊の有様などいとめでたし。

すなわち、小一條院女御の瑠璃女御がなくなられたので、齋院齋子女王（小一條院女）は、母の喪で退出された。その代りに白河上皇の姫宮である令子内親王が、外祖父師実の堀川邸においてになったが、六月二十八日に齋院に卜定された。この「人の家」とは、三谷栄一氏も述べておられるごとく「御所」のことである。

なお、『中右記』寛治四年四月九日條によれば、この齋院令子内親王のときの勅別当は左少将国信朝臣、典侍は師子とみえるが、これらを系図にあらわしてみると次のごとくなる。



令子内親王の母すなわち賢子は、右大臣源頭房女であるが、摂政関白太政大臣藤原師実（頼通息）の子となつて白河院の後宮に入り、堀河天皇、郁芳門院、令子内親王を生んでおられる。右図によれば、国信、師子は令子内親王の母の兄妹であったことがわかる。このように齋院の職員が齋王と縁のつながる人々によって決められていたことがしられよう。これについては史料(一五)、(二二)のところでも述べるつもりである。

さて、『長秋記』長承二年四月十八日條にも、御所について次のごとくみえる。

今日齋院東河破入^二諸司^一、一品御書所^{□□}御所^{綾小路東洞院}(長實卿家也)上皇女院共有^レ御^幸于此處^{云々}

この齋院とは、崇徳天皇代の怡子女王(後三條天皇皇子輔仁親王女)である。このときの御所には先掲の長實の綾小路東洞院の家が宛てられたことがわかる。

このように齋王が初齋院に入られる前に別の御所を設けたのは、三谷氏もいわれているごとく「潔齋する関係から、別家することともなった」のであろうが、それに加えて潔齋の準備にもいろいろと手まどつたり、賢木の四方へのとりつけなどに別の家を用いる方が何かと便利であったからであろう。それがやがて別の御所に移るきまりとなったものと思われる。

そのことと関連して注目されるのは、平安時代中後期から「卜定所」を私邸に設けて、卜定が行なわれ、「御所」と同じく齋院が渡御するようになったことである。

『左経記』長元四年十一月七日條には、次のごとく記されている。

有^レ召參殿、仰云、二宮御出并可^レ奏下^二卜定齋院^一之日等^{上事}、内々為^レ問^二卜定所^一喚也。可^レ遣^三召陰陽助孝秀^一者、仰^二隆佐朝臣^一召^レ之、孝秀參入、即召^二御前^一、被^レ問^二件日々^一、申云、來月七日出^二御巽方家^一、十三日若十六日可^レ被^二卜定^一歟云々、仰^二内裏^一當^レ巽^二之家^一誰家哉、余申云、丹波守章任朝臣三條宅宜歟、仰云、甚吉事也。

右によれば、当代(後一條天皇)の女二宮馨子内親王の齋院卜定を行なうにあたり、「卜定所」として内裏より巽の方向に当る邸がよいと

され、結局、行成の意見によって丹波守章任の三條宅が定められた。これについては、『栄花物語』^{三十一、殿}上の花見にも、次のごとくみえる。

齋院に遂に姫宮定らせ給ぬれば、帝・后おほし騒がせ給こと限なし。……十月に御袴著せ奉らせ給。……三つにはおはしませど、

御髪長く、例の六つばかりの子どもにておはします。……かくて内の御乳母の大貳の三位と聞ゆるは、との、上鷹司どのの御乳母子なり。その人の子に、丹波の守のりたうといふ人の家の三條なるに出でさせ給へり。榊などさす程、たゞの事には変りておかしく見ゆれど、……

すなわち、この「三條宅」とは、後一條院御乳母である藤原基子の男、丹波守章任の邸であることがわかる。「卜定所」を定められるにあつても、このように齋院と何等かの関係があるものの家が選ばれたのである。また、基子は道長の室倫子の乳母子でもあつたので、摂関家ともゆかりがあつたことになる。

また崇徳天皇代の禧子内親王（鳥羽天皇皇女）の時にも「卜定所」が定められた。『中右記』長承元年十一月廿五日條には次のごとくみえる。

今日院第一姫宮有^三齋院卜定事^一、早旦大殿関白殿^{冠衣}令参院御所二條烏丸亭給、人々参集之後……（欠文）……、渡御卜定所給、綾小路北東洞院西尾張守頭盛新宅也。

これによると、尾張守頭盛の綾小路北東洞院西にある新宅が卜定所とされたことがわかる。禧子内親王は、この時鳥羽院の御所「二條烏丸亭」より「從二條東行、從東洞院南行」の道筋を通して渡御されている。ちなみに、同日條後文において、これを「齋院御所」としている。すなわち「其後右府、予、以下新大納言、左右衛門督、中宮権大

夫、右大辨引参齋院御所、治部卿可追被参也。」および「其後齋王御禊、次神祇官指御所、四角於賢木」とみえる。この尾張守頭盛は先の系図にも示したごとく長實の息で、兵衛佐、修理大夫から伯耆守や備前守などを歴任した受領と考えられる。

このように、はじめ卜定所として定められた邸宅がそのまま便宜上、初齋院入御までの御所ともなつたと考えられる。次の『山槐記』治承三年四月九日条は、それをよく示している。

今日初齋院^{當今（高倉）内親王（範子）母右、自冷泉室町西亭一侍宅也、本卜定所、中御門南京極西、去月廿六日薨亡後、令渡此所給也。禊二東河一、令入二左近一給、書所之儀上、而前齋野宮退出、被憚彼例云々、}
宮去年□□御坐彼所、今年正月自
 野宮退出、被憚彼例云々、

すなわち、この冷泉室町西亭は、高倉天皇代の齋院範子内親王（皇女）の初齋院入御前の御所と考えられるが、こゝは左少将有房の妹である典侍の宅である。もと卜定所であつた中御門南京極西の宅が火災に遇つたので、この冷泉室町西亭に移御したという。範子内親王が卜定された治承二年六月廿七日の同記にも次のごとくみえる。

有二齋院卜定事^一、今上第二皇女^{（中略）御歳二才、前治部卿光隆卿今夜渡二}
卜定所一、中御門南京極西前路中宮
 権大夫重頼宅（後略）、

範子内親王は卜定されたとき二歳というからこの年三歳の齋院である。母は右衛門督成範の女であるが、前治部卿光隆に養われ、日頃は、光隆の七條坊門亭で生活していたが、この日（治承二年六月廿七日）卜定のため、中御門南京極西前路にある中宮権大夫重頼宅へ渡御された。しかるに前掲史料にもあるごとく、この卜定所が焼亡したので先の典侍宅へ移御した。本来初齋院として一本御書所が決定していたが、前齋院の功子内親王が野宮より退出されているので、「被憚彼例一」られ、左近衛府に入られることになつたという。かの例を憚られとは、

功子内親王が母の喪により群行を遂げず退下せられたことをいうのであろう。

このように、初齋院入御の前に家人等の邸宅に移り入ったことは、平安時代も中後期のことで、⁽¹⁰⁾ 勿論『延喜齋院司式』の規定にはみられない。

III 初齋院渡御と御禊

さて、初齋院渡御の当日は、史料(五)の①にも示されているごとく、「早朝より上達部・君達よりはじめ、世にある人、参り集りて、物騒がしう、女房など、候ふ限りまいり集りたる、かたち・有様、衣の色・擣目・重なりもなべてならず、いづれともなくめでたし」と、そのあわたぶしさ、その中で女房達の衣装のはなやかさがうかがえる。当日、齋王は御車に賀し、禊所に至り鴨川で禊事を修したのち初齋院に入られるのである。

この御禊に関しては、『延喜齋院司式』祓物の項によると、あらかじめ御禊二日前、院別當以下の官人が河辺の或る場所を點定する。当日の次第は左のごとく規定されている。

……至^二于^一期日^一齋王駕^レ車趣向、走孺十人、車副十四人、手振十人、取物十人、装物韓櫃輿器韓櫃各^一合^{擔夫并用}院食糧、供膳韓櫃三合、同雜器物二荷、衣服韓櫃二合、祿物韓櫃六合^{衛士}膳部六人、舍人二人、荷領十人、藏人所陪從六人、院女別當已下並從^二車後^一、^{女別當已}下藏人已上^{乗私車}、^采勅使參議一人、院別當一人、五位四人、六位四人、並前駟、左右近衛、左右兵衛各二人、左右門部各二人、左右火長各十人供奉、右京職官人率^二兵士已上^一迎候、山城国司率^二郡司^一候^二京極路^一、辨一人、史一人、史生二人、官掌一人、率^二供奉諸司^一、就^二禊所^一行^レ事、齋王到^レ幕、臨^レ流而禊、神祇官

中臣進^レ麻、宮主読祓詞、訖郎賜^二勅使已下饌并祿^一、^{辨官見參、付院別當}即既而廻歸^二入初齋院^一、即^二卜^一定供膳井^一、立^二賢木^一、

このように初齋院入御前の御禊には多くの供奉人が随行している。『源氏物語』葵の巻にも、「御禊の日、上達部など数定まりて仕うまつりたまふわざなれど……」と、齋院の御禊の日の様子がうかがえる。

ところで、(五)の④は、齋院源氏宮が初齋院へ渡御される当日の衣装について述べているのであるが、そのあざやかな描き方は、齋院に仕えた女性の筆致であることを説明しよう。

表着には、桜色の文様を浮織にした織物で表面に少し光沢があるのに、内着(桂・柏・単衣)を色々重ねて着て、また紅を打って艶を出した打衣、桜萌黄(表薄紅、裏萌黄)の細長、それに表着の上には浮織の綾織物の山吹(表朽葉色、裏黄)の小桂などを何枚もこみ合せて重ねて着ているのであるが、その何となくこわばったような衣裳をすんなりと上品に優美に着こなしているという。

さて、(六)の①は、齋院御禊所のしきたりのこと、④は、賀茂神社の宮司による初齋院御祓のことを記しているが、これについては(五)の④において掲げた『延喜齋院司式』にみえるとおりである。

(七)の史料の「大宮二條のわたりを行き返りつゝ」を三谷氏は、「初齋院のある大膳職(待賢門の内)に通う大宮通りと堀川邸のある二條大路とのあたりを行きつ帰りつして、……」と解されているが、⁽¹¹⁾ 源氏宮の初齋院が大膳職であったという確証はない。

IV 紫野院渡御と御禊

齋院は初齋院での潔斎生活を終えられると、ついで本院^二紫野院^一に入られるのであるが、(三)によれば、齋院の本院渡御にあたっては、「本院作り磨かせ給」とあり、新たに造られていることがわかる。

『玉葉和歌集』^{十四}に収められている村上天皇の女御、齋宮女御、子女王の「をる人もなき故郷の花のみぞ昔の春を忘れざりける」という歌の詞書に、次のごとくみえる。

賀茂のいつきのすみか作りかへられたる比、ふるき宮を見いられ
ば花さかりにみえ侍ければ

この齋院修理については、『延喜齋院司式』に、次のように規定されている。

凡門衛陣屋本府造之。炬舎木工寮造之。凡院裏官舎木工寮修理之日。院司臨監。若不_レ滿二十年、令_レ致_二破損_一者。司官五位已上奪_二位祿_一六位已下奪_二季祿_一。

子 これによると、修理をして十年間もたない場合は、齋院司で五位以上のもものは位祿を、六位以下のもものは季祿を奪うというきびしいものであった。しかし、実際には、破損も多かつたらしく、『小右記』長和四年四月九日條には、

齋院中多破損、御前通垣十餘間、客殿良角屏三間、葺屋并南大路東鳥居等顛倒事

とあり、垣根、客殿、葺屋、鳥居等の破損箇所がみえる。また『朝野群載』^九にも、保安三年八月九日の「早修_二造齋院内外院舎門廊築垣等破損_一事」という宣言が収められている。

さて、本院への渡御については、『延喜齋院司式』には次のごとく規定されている。

凡齋王於_二初齋院_一三年齋。畢其年四月始將_レ參_二神社_一。先折_二吉日_一、臨_レ流祓禊。^(割注)其儀、齋王乘_レ輿。^(割注)輿長十人、^(注)略)駕輿丁卅人、^(割注)衛府十二人、^(注)左右近衛、兵衛、門部各二人、^(中略)左右火長各十人、京職并山城国祇承、同_二初度禊儀_一。駕馬女十六人、^(乳母二人)

人^(六人、女孺四人、小女四人)、走孺十人。装物韓櫃、輿器韓櫃各一合、供膳韓櫃三合、同器物二荷、衣服韓櫃二合、祿物韓櫃六合、擔夫卅六人、^(院今良二、左右衛士卅四)膳部六人、^(割注)膳部舎人二人、荷領十人、^(割注)蔵人所陪從六人、^(在御、車前)女別當已下並乘_レ車、^(割注)勅使大納言、中納言各一人、參議二人、四位、五位各四人、内侍一人、辨一人、外記、史各一人、太政官史生一人、辨官史生二人、官掌一人、神祇、内蔵、縫殿、陰陽、大蔵、宮内、大膳、木工、大炊、主殿、掃部、造酒、主水、左右馬等官省職寮司供奉。禊事既畢賜_二饌并祿_一、^(割注)訖即廻歸、便留_二野宮_一更賜_レ祿。

齋王は、初齋院において三年間潔齋し、おわたつたその年の四月はじめて神社へ参る。その時の御禊の様子が本物語に記されている。三谷氏は、「源氏宮は、物語第四年に初齋院に移居、今年は物語第六年で二年目に当たるが、潔齋の期間は必ずしも三年とは限らない。」といわれている。⁽¹²⁾ 事実、齋院の初齋院入御期間は一定でなかったようである。たゞこの初齋院における潔齋の期間であるが、里第においてすごした期間も入るか否かで、当時もはっきりしなかったらしく、前齋院(大齋院選子内親王)に聞き合わせていることが、源経頼の日記『左経記』長元四年十二月五日條にみえる。そこで先例が尋ねられるが、婉子内親王の承平元年十二月五日卜定、同二年九月廿九日右近衛府入御、同三年四月十二日野宮(本院)遷御の例がとりあげられ、「以_二里第_一可_レ謂_二初齋院_一、又定_二齋王_一了、即卜_二宮城便所_一、為_二初齋院_一」というところで、「択_二日次_一之間、自然経廻里第如_レ然之間不可_レ神殿、仍早不_レ入_二諸司_一之時、猶里第可_レ立_二神殿御帳等_一歟」となった。卜定と同時に、それが里第であっても年月を数える上においては初齋院とみなしてもよいようである。

平安中後期、初齋院に入るまでの期間を「御所」で過ごすことが行なわれたが、そこでの期間が加えられるか否か、延喜式の規定からだんだんはずれ、潔斎三年ということが、そのまま正しく守られなくなっていたものと考えられる。

V 賀茂祭と御禊

さて、(一四)の①は、賀茂祭の様子を述べている。この日の祭および御禊が、貴族から一般の人々に至るまでの大きな楽しみであったことは、『栄花物語』や『源氏物語』(葵の巻)の車争いなどによって広く知られている。⁽¹³⁾

また(一四)の②③によれば、此度の賀茂祭はいままでにない程立派なものであるが、装束などはあまり派手にしてはいけないので、齋院源氏宮の養父である堀川関白が、先例などを引いて以前の賀茂祭の行列のやり方などをしらべている。

(二五)は御禊の日のこと、(二七)④⑤は、当日の装束をあますところなく伝えている。今詳しく述べる余裕はないが、透車の様子、衣裳のきかたなどは後世にもこのころのようにとの配慮がみられ、濃いみどりに金銀で描いた表着、藤を図案的に浮織した綾織物の唐衣、裳は海辺や波や藻や貝を浮出すようにした地色の青い綾織物に、沈香のような黒褐色をした岩をたて、金糸で刺繍した砂に銀糸で縫い取りした波を打寄させて、松の濃い藍色の感じを出してあった。これは女童の服装についても同じであった。また御車は小さめが使われた。

このように、ここでの描写は、齋院に仕えた宣旨という女性の繊細な感覚が如実に示されている。事実、齋院禊子内親王および女官たちのその日のいでたちをくまなく記したのであろう。

(二六)には、御禊を終えて齋院が無事に本院へ入られる様子が示され、

また(二七)には、本院内の様子が描かれている。後者の⑥には、「此御前に流れたる遣水は、有栖川となん申」とあり、紫野院が一名「有栖川」ともよばれたことを示している。これについては角田文衛氏「紫野齋院の所在地」⁽¹⁴⁾および拙稿「齋王野宮の位置と造営」⁽¹⁵⁾を参照されたい。

(二八)は、賀茂祭当日のことである。⑦により一通りの社頭の儀式の上に更に種々の事の数をましたり、装飾など美しくして、盛大なものにしたというのである。(二八)⑧も賀茂祭およびその前の御禊を扱っており、前者では奉幣使たちのこと、後者では祭当日の使である近衛次将について述べている。⁽¹⁶⁾なお(二八)の⑨の絵所については拙稿「所」の成立と展開⁽¹⁷⁾を参照していただきたい。

(二九)は、齋院内の様子であるが、『源氏物語』野の宮の情景「ものかなげなるこしほ垣を大垣にて、いた屋どもあたりく、いとかりそめなり」を連想させる。また齋院の御屏風には当代の歌人の歌がかゝれ、それが勅命で奉られた。『紀貫之集』第二に「延喜十六年齋院御屏風四帖が料の歌依^レ仰献^レ之」などとある。

(三〇)は、かへり遊び^レ還遊、かへりあるじ^レ還饗ともいい、還立(かへりだち)のことである。すなわち、賀茂祭が終ってこれに奉仕した使や舞人が御前において再び歌舞の遊びをすることをいう。『公事根源』には、「社頭の儀果てて、使、舞人かへり参りて、かへり立の儀あり云々。出御ありて、公卿めしあれば、簀子長階に候す。階の下に、頭已下つきて、使舞人をめす。勸盃ありて神楽あり。庭燎よりはじめて、朝倉、其駒まひうたふ。庭火にもろ歌あるべければ、人長さはふあり。御神楽はてて祿あり。」とある。また『枕草子』一四二段にも、「賀茂の臨時の祭は、還立の御神楽などにこそなぐざめらるれ。」とみえる。また『栄花物語』^{卷第三、さまざまのよるこび}にも「臨時の祭、廿日あまりにせ

させ給。試案もおかしくて過ぎにしを、祭の日の還遊御前にてあるに、……」とある。

なお、(三四)には、齋院における相嘗祭のことがみえる。この相嘗祭は、「アイナメノマツリ」「アイニエノマツリ」とも称される恒例の公事で、十一月上卯日に行われる。延喜の制では、その祝典に預る神は七十一座を定められていたが、後には僅かに賀茂社齋院および日前、国懸、住吉等の諸社に於て行われたに過ぎなかったという。但し齋院の相嘗は他と異なり、翌日御神楽が奏せられ、公卿殿上人等が参集し、饗饌賜祿などの儀が行われたという。(18)

VI 齋院の職員

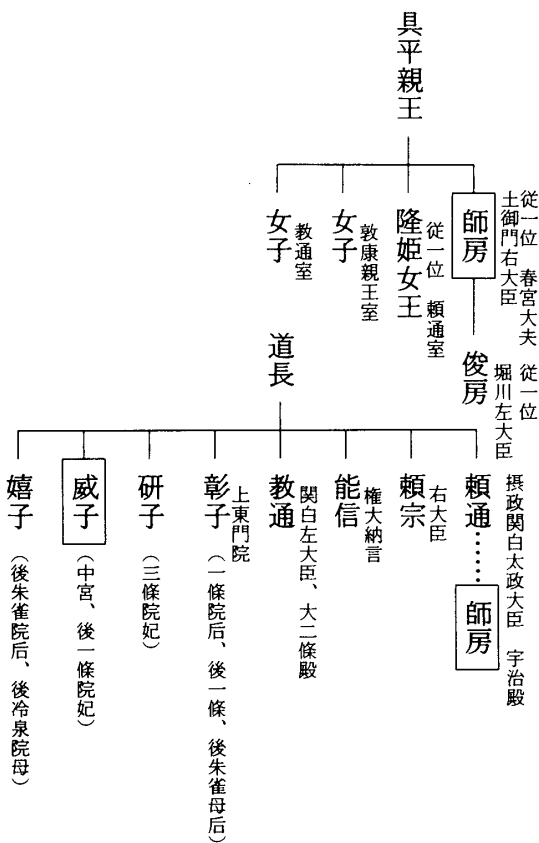
(二二)は、もとの家司や職事などを、齋宮や齋院などにかけて侍せしめたというのであるが、齋院の職事については、『中右記』長承元年十一月廿五日条に「能登守季兼齋院職事也。」とみえる。院内の家事を處理したものであろう。

(二五)および(二六)には、齋院の女官として女別當や宣旨、(二七)には齋院の別當などが出てくる。『中右記』寛治四年四月九日条によれば、初齋院入御のさい、前駟をはじめ勅使、官人、女官等がみられるが、それによると齋院の職員として、勅別當、典侍、齋院女別當、宣旨、女房二十人などがあげられている。齋院司には創設以来、長官、次官、主典、史生等の男官があったが、『延喜齋院司式』などによると、さらに乳母、女蔵人、女孺等の女官もみられる。『栄花物語』^{三十一}、^上の花見^殿には、左衛門督と聞ゆるは、故中務宮の御子なり。春宮権大夫かけ給へる齋院の別當になり給へる。長官には蔵人弁つねなが、帥中納言と聞ゆる道方の子也。六條左大臣殿の御孫なり。

とあり、左衛門督源師房が齋院(馨子内親王)の別當(勅別當)になつ

たことがみえるが、春宮権大夫の兼官であることがわかる。また齋院司の長官には、蔵人で左少弁の源経長が任ぜられた。

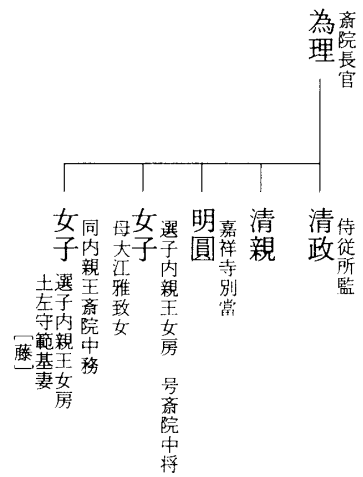
この師房は、村上天皇皇子具平親王の息であるが、藤原道長の子頼通の養子となっており、師房の姉妹隆姫女王は、頼通室となっている。



齋院馨子内親王は後一條院第二皇女であり、母は藤原道長の女、中宮威子である。その関係(系図参照)からいえば、齋院と師房は従兄妹同志ということになり、このように齋院別當などには縁につながる人が選ばれた事がわかる。

なお、齋院の女房と呼ばれるものには、たとえば『後拾遺和歌集』^{第五}、^{秋上}にみえる選子内親王の時の「齋院中務」や、同^{第十三}、^{恋三}、^同^{第十五}にみえる「齋院中将」などがある。この「齋院中将」は『紫式部日記』に「齋院に、中将の君といふ人はべるなりと聞きはべる」とある女性で、山本利達氏によれば、齋院の長官源為理の女で、紫式部の弟惟規の恋人であったといわれる。『尊卑分脈』第三卷、光孝源氏の項には次

のごとくある。



これによると、「齋院中将」と「齋院中務」は姉妹で選子内親王の女房であったことがわかる。この他女房の名称のみあげると、「前齋院尾張」(『金葉和歌集』卷第一、春歌など)、「前齋院六條」(『同』卷第二、夏歌など)、「前齋院肥後」(『同』卷第八、恋歌)、「前齋院出雲」(あるいは「出羽」)(『詞花和歌集』卷第一、春など)、「前齋院新肥前」(『千載和歌集』卷第十三、恋歌三)、「齋院帥」(『続詞花和歌集』第十二、恋中)、「齋院小式部」(『同』卷第十、恋下)、「土御門齋院中将」(同など)、「齋院宰相」(『同』卷第十、六、雑上)、「前齋院兵庫」(『玄々集』)などがあった。もちろんこの『狭衣物語』の作者も齋院宣旨であった。『後拾遺和歌集』(第十八、雑四)などに「六條齋院宣旨」とみえる。

なお、この齋院の女官については別稿で述べたいと思う。

VII 齋院の生活

(二五)、(二六)は、齋院内の様子、とくに蹴鞠の催しについて描かれている。齋王のお慰めとして、いろいろなことが行われたのである。『後二條師通記』康和元年四月一日および三日条には、

四月一日、……於三齋院一可レ有_レ二和哥_一、題者余所_二擇申_一也。松葉映水。

同三日、……参_二齋院小弓_一、次鞠、殿上人以下所_二勤仕_一也。酒

肴了於_二簀子敷_一有_二管絃事_一、秉燭之後講_二和歌_一。

とあり、齋院令子内親王のために和歌会や、小弓、蹴鞠、管絃の会が催されたことがわかる。和歌会では師通が題を「松葉映_レ水」と提供している。(ただし、師通はこの三か月あとの六月廿八日三十八歳で薨じている。)

角田文衛氏によれば、この師通には二人の女子があつて、一人は字を御料といい齋院別当で但馬と呼ばれたという。またもう一人は「太皇太后令子内親王宣旨」とされている。⁽²¹⁾ともに令子内親王に仕えたことがわかる。おそらくこの時の齋院和歌会などにも父師通と共に侍っていたのであろう。ちなみに令子内親王の母賢子は師実(師通の父)の養女となつているので師通にとっては齋院は義理の姪となり、二人の女も従姉妹同志となる。

この他、「齋院の子の日」(『元輔集』、『拾遺和歌集』卷第十六、雑春など)、「物語合せ」(『拾遺和歌集』卷第十五、雑一)、貝合せ、石合せ、絵合せなどが行なわれた。⁽²²⁾

なお、(八)〜(二)は、齋院を退かれた前齋院女一宮のつれづれの独り住いの心細さを記したもので、前齋院の生活ぶりをうかがわせる。⁽²³⁾この女一宮は、先述のごとく、のち後一條院后となられるが、このように齋院で退下後皇后または女御になられた例はいくつかある。

陽成・光孝両天皇朝の齋院・穆子内親王(光孝天皇第七皇女)は、のち醍醐天皇の妃となり、有明親王を生んでおられる。また、冷泉・円融両天皇朝の尊子内親王(冷泉天皇第二皇女)も、のち円融天皇の後宮に入られた。

さらに、後一條天皇朝の馨子内親王(後一條天皇第二皇女)は、退下ののち後三條院皇后となり西院皇后と号された。また、白河天皇朝の篤子内親王(後三條天皇第七皇女)も、のちに堀河院の中宮となら

れる。『狭衣物語』の作者が、このような史実を参考にしなかったわけではない。また堀河天皇朝の令子内親王（白河天皇第八皇女）は、のちに鳥羽院の准母となられ、二條大宮と号されている。

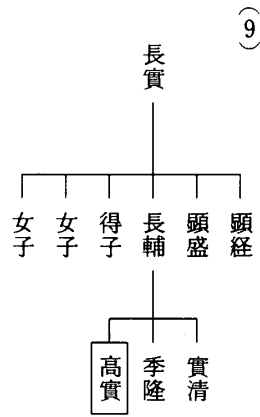
以上、『狭衣物語』にみえる齋院関係記事について検討してきた。ただ論じ尽くしていない点も多いが、上述の限りでも、作者の宣旨は、それまでの歴代齋院の事績およびみずからの齋院祿子内親王に奉仕した体験を存分に活用して、物語の構成に役立てたことがわかる。平安時代の物語文学における齋院の占める役割も、齋宮とともに、決して小さくないことが理解出来るよう。

補注

- (1) その多くは国文学の立場から大齋院選子内親王、式子内親王を中心に論じられたものが目につく。たとえば、岡崎知子氏「大齋院選子の研究」（『古代学協関時代史の』、川出清彦氏「齋院内の生活をしのぶ——大齋院前の御集を読み『研究』所収」（『神道史研究』）、東郷富規子氏「大齋院管見」（『園田女子大』、出村千鶴子氏「栄花物語における齋宮・齋院たち」（『女子大国文』）、「論文集」四）、菟田俊彦氏「大齋院選子内親王——源氏物語の創作事情」（『国学院雑誌』）、「第七十三巻第八号」など。
- (2) 三谷栄一氏「狭衣物語」（『日本古典文』）、「学大系七九」解説、四、「狭衣物語の成立、および石川徹氏「狭衣の作者と成立年代」（『愛知教育大学国語』）、「国文学報第八集」（『平安時代物語』）参照。
- (3) 三谷氏同右書解説、三、「狭衣物語の作者。なお最近、この作者「宣旨」（『源頼国女』）について久下晴康氏が「狭衣作者六條齋院宣旨略伝考」（『古代文化』）、「第三十二巻九号」を發表された。
- (4) 『古代文化』第三十一巻十号所載。
- (5) 拙稿「源氏物語にみえる齋宮記事の史的考察」（『神道学』）。
- (6) 『小右記』（『大日本』）、「古記録」長和五年二月十九日条所引。

(7) 『賀茂齋院記』（『新校群書類従』）、「巻」など。

(8) 千原美沙子氏は、「源氏宮論その一——源氏宮像の形成」（『古典と現代』）において、「狭衣物語で賀茂祭や相嘗祭の描写が必要以上に多く感じられるのは、祿子をその最も充実した時期において、存分に描こうとしているからではないだろうか。」（十一頁）と述べられ、祿子内親王の投影を示唆しておられる。また玉上琢弥氏が『源氏物語』朝顔の巻にみえる朝顔の齋院について、「長かった齋院生活や、その仏教信仰からおして、あるいは選子になぞらえたかとも思われる」（『源氏物語評釈』）と述べておられるが、『源氏物語』の影響が強いといわれる本物語においてもこれはいえることではないであろうか。なお、石川氏は「狭衣の構想と史実との関係」（『前掲書』）において、本物語中の前齋院||嵯峨院女一宮が後一條院の女御となっている点について、「史実では、馨子内親王が齋院退下後、後三條天皇の皇后になられたことなどをふまえているのである。（同書四）と述べておられる。」



(10) <初齋院入御前の齋院御所>

天皇	齋院	年号	御所名	邸宅	持主	出典
天	融	天延3・6・25	深齋所	二條万里小路	陸奥守貞盛	日本紀略
後一條	馨子内親王	長元4・11・7	卜定所	三條宅	丹波守章任	左經記
堀河	令子内親王	寛治4・4・9	御所	近衛萬利小路	前越前守	中右記
堀河	植子内親王	康和元・10・20	(卜定所)	大炊御門南京極西宅	清高實	本朝世紀
鳥羽	宮子内親王	天仁元・11・8	齋院御所	二條京極宅	土佐守盛業朝臣	中右記
崇徳	恂子内親王	大治2・4・6	齋院御所	富小路堀川宅	(阿波守) 有賢朝臣カ	中右記
崇徳	禰子内親王	長承元・11・25	卜定所	綾小路北東洞院西・新宅	尾張守顯盛	中右記
崇徳	怡子内親王	長承2・4・18	御所	綾小路東洞院・家	長實卿	長秋記

高倉	儀子内親主	嘉応元・10・20	卜定所	五條坊門高倉家	右近少将	兵範記
高倉	頌子内親主	承安元・6・28	卜定處	中御門京極	泰通朝臣	玉海
高倉	範子内親主	治承2・6・27	卜定所	中御門南京極西前路・宅	中宮権大夫重頼	山槐記
土御門	禮子内親主	元久元・6・23	卜定所	四條北朱雀西家	外祖前権大納言清	仲資主記

(11) 三谷栄一氏『狭衣物語』巻二、二〇三頁頭注二〇。

(12) 同右書、三〇〇頁頭注五。

(13) これについては、最近林田孝和氏が『源氏物語の発想』を著わされ、第二章「源氏物語にみえる祭りの場」および第三章「源氏物語“車争い”の背景」においてふれられている。

(14) 『古代文化』第二十四卷八号。

(15) 『神道史研究』第二十七卷第四号。

(16) この賀茂祭を考察するにあたって参考になるのが、所功『延喜儀式』賀茂祭儀の一考察（『神道史研究』第二十四卷第五・六号）である。

(17) 『史窓』第二十六号。のち、論集日本歴史3『平安王朝』所収。

(18) 『神道大辞典』第一巻、相嘗祭項。

(19) この『狭衣物語』の作者も齋院の「宣旨」であるが、これについて玉上氏は、前掲書第四巻の解説において次のごとく述べておられる。「齋院や女御・東宮などに任ずる宣旨が下るとき、うけるがわの女房の中から一人が指名されて、この宣旨をうける。上席の女房である。以後、この女房を、その家の宣旨と呼ぶ。そうすれば、ここにいう宣旨は、齋院になるにあたっての宣旨を伝達した女房で、齋院家で上席の女房である。」（同書二）（五五頁）これは卓見であり、職掌からくる女官名を考察する上で傾聴すべきものと思う。

(20) 新潮日本古典集成『紫式部日記』八十一頁頭注10。

(21) 角田文衛氏「覚英僧都」（『王朝の明』）には、『中右記』、『長秋記』、『殿曆』、『台記』などによって藤原師通の子女を探索してつくられた系図が掲げられている（同書三）。

(22) 貝合せ、石合せについては、久徳高文氏「齋宮の文学」（『その三』）（『椋山女研究論集』）を、また物語合せについては、神野藤昭夫氏「六條齋院家物語合考」（『平安朝物語』III所収）を参照。

(23) 齋院内の生活については、川出清彦氏前掲論文参照。また、齋院を退かれたいわゆる「前齋院」の生涯については、芝野真理子氏「前齋宮・前齋院の生涯——その入内と降嫁を中心に——」（『史窓』第三十七号）がある。（昭和五十五年十月一日受理）